

# 東海市観光物産プラザの設置及び管理に関する条例

平成24年6月29日

条例第17号

改正 平成27年12月25日条例第43号

令和元年6月28日条例第17号

東海市観光物産プラザの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

## 東海市観光物産プラザの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、東海市観光物産プラザの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 観光の振興及び物産の普及を図るため、東海市観光物産プラザ(以下「観光物産プラザ」という。)を東海市大田町後田82番地の1に設置する。

2 観光物産プラザは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 観光交流コーナー

(2) 物産コーナー

(開館時間)

第3条 観光物産プラザの開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 1月4日から3月31日まで及び10月1日から12月28日までにあつては、午前10時から午後6時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)にあつては、午前9時から午後6時まで)

(2) 4月1日から9月30日までにあつては、午前10時から午後7時まで(日曜日、土曜日及び休日にあつては、午前9時から午後7時まで)

(休館日)

第4条 観光物産プラザの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月の第2火曜日(その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日で休日でない日)

( 2 ) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日において臨時に開館し、同項の休館日以外の日において臨時に休館することができる。

( 利用者の範囲 )

第5条 物産コーナーを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

( 1 ) 市内で観光の振興又は物産の普及に関する活動を行っている者

( 2 ) 市内で事業を営んでいる商工業者

( 3 ) 市内に在住する農業者

2 市長は、管理上支障がないと認めるときは、前項に掲げる者以外の者にも利用させることができる。

( 利用の許可 )

第6条 物産コーナーを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、観光物産プラザの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

( 利用の不許可 )

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、物産コーナーの利用を許可しない。

( 1 ) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

( 2 ) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

( 3 ) 前2号のほか、観光物産プラザの管理上支障があると認めるとき。

( 利用者の義務 )

第8条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、物産コーナーの利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに同条第2項の規定により許可に付けられた条件に従わなければならない。

( 許可の取消し及び利用の中止命令 )

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

( 1 ) 利用者が前条の規定に違反したとき。

( 2 ) 第 7 条各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。

( 3 ) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

( 使用料 )

第 1 0 条 利用者は、別表に定める額の使用料を市長の指定する日までに納付しなければならない。

( 使用料の減免 )

第 1 1 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

( 1 ) 市又は市の機関が利用するとき。

( 2 ) 市又は市の機関が共催し、又は協賛する事業を行うため、利用するとき。

( 3 ) 公共的団体、特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動を行う団体その他の団体が、当該団体の活動に係る事業で市長が公益上必要と認めるものを行うため、利用するとき。

( 4 ) 前 3 号のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により減免する使用料の額は、同項第 1 号から第 3 号までに該当する場合にあっては使用料の全額とし、同項第 4 号に該当する場合にあってはその都度市長が定める額とする。

( 使用料の還付 )

第 1 2 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

( 損害賠償 )

第 1 3 条 利用者は、故意又は過失によって施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

( 指定管理者による管理 )

第 1 4 条 市長は、観光物産プラザの管理を法人その他の団体であって東海市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 7 年東海市条例第 1 5 号）の定めるところにより市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務

は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 物産コーナーの利用の許可、許可の取消し等に関すること。
- ( 2 ) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- ( 3 ) 観光の振興及び物産の普及を図るための事業の計画及び実施に関すること。
- ( 4 ) その他観光物産プラザの管理に関し、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従って、観光物産プラザの管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条から第7条まで及び第9条の規定の適用については、第3条及び第4条第2項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第5条から第7条まで及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

( 利用料金 )

第15条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に物産コーナーの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、第10条の使用料の額の範囲内において、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定める。その額を変更する場合も、同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を公表しなければならない。

4 第10条から第12条までの規定は、第1項の規定により指定管理者の収入として収受させる利用料金について準用する。この場合において、第10条中「別表に定める額の使用料」とあるのは「第15条第2項の規定により指定管理者の定める利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条第1項中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第12条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

( 委任 )

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第43号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第17号）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市観光物産プラザの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）別表（同表備考第3号を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請する物産コーナーの利用に係る使用料について適用し、施行日前に申請した物産コーナーの利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表備考第3号の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

利用時間の区分		使用料（円）
午前	午前9時から正午まで	3,390
	午前10時から正午まで	2,260
午後	午後1時から午後6時まで	5,650
	午後1時から午後7時まで	6,790
全日	午前9時から午後6時まで	9,040
	午前9時から午後7時まで	10,180
	午前10時から午後6時まで	7,910
	午前10時から午後7時まで	9,050

備考

- 1 物産コーナーの2分の1の面積を1単位として利用する場合は、この表に定める使用料に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 やむを得ず午後6時（4月1日から9月30日までにあつては、午後7時）を超えて利用する場合は、超過時間1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、この表に定める午後の使用料（前号の場合は、同号を適用した使用料）の1時間に相当する額とする。

- 3 自動証明写真機を設置する場合は、販売額に100分の11を乗じて得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。